仕　　様　　書

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
（担当：太田、寺山　電話　075-222-3939）

件　　名	京都市スマイルママ・ホッと事業周知チラシの中国語翻訳及び版下作成委託
契約期間	契約の日の翌日～令和８年１２月２３日（水）
契約条件	１　業務内容 京都市スマイルママ・ホッと事業周知チラシの中国語翻訳及び版下作成 （１５００～１８００字程度） ２　仕様 Ａ４判１枚、両面、フルカラー ３　スケジュール ・　契約後速やかに、当課から日本語版のデータを提供する。 ※　日本語版（令和８年度版）ＰＤＦデータ ※　中国語版（令和７年度版）ＰＤＦデータ・イラストレーターデータも提供可能であるが、令和７年度版からはデザイン等一新している。 ・　中国語版の翻訳及び校正を行うこと（校正回数は当課と相談することとする。）。 ・　版下作成 ４　翻訳及びページ作成のチェック 翻訳作業は、その対象言語を母語とし、日本語検定２級レベル以上程度の日本語力を有する者が行うこととする。日本語を母語とする者が行う場合には、客観的にその能力を証明する以下の認定試験を保持していることを条件とする。 ・　中国語：中国語検定試験１級 ※　受託業者は、契約締結後速やかに、当課に翻訳者の氏名、母語を報告するとともに、翻訳者の日本語及び翻訳対象言語の認定試験のレベルを証明する書類を提出すること。 ※　翻訳した内容については、翻訳を行った者と異なる者がチェックすること。チェックを行う者は、その対象言語を母語とするものであること。 （次項あり）

契約条件	5　納品物 ⑴　周知チラシ 中国語版の版下ＰＤＦデータ（イラストレーター等の画像編集ソフトで作成した場合はＰＤＦファイルに加え、そのデータファイル） ⑵　業務完了届 翻訳者及びチェック者の氏名、母語、日本語及び翻訳対象言語の認定試験等のレベルを記載した業務完了届 ※　最終翻訳の内容に文意の誤りやずれ等があることが発覚した際には、受託業者に対し、再度の翻訳作業を要求できることとする。 6　履行場所 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課 7　履行期限 令和８年１２月２３日（水） 8　成果物の権利 成果物に係る著作権等の一切の権利は京都市に帰属するものとする。 9　損害の負担 成果物に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、全て受託業者の負担とする。ただし、京都市の過失等により生じた損害については、この限りではない。 １０　その他 ・　作成開始前に必ず子ども家庭支援課と協議をすること。 ・　提供したＰＤＦデータ及びイラストレーターデータ、ワードデータは、履行後、返却すること。 ・　受託業者は、業務の処理上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。 ・　受託業者は、業務の履行に必要な書類、資料の授受、保管その他の管理に当たっては、漏えい、滅失、き損などを防止するなど適正な措置をとらなければならない。 ・　本仕様内容に変更がある場合は、受託業者と子ども家庭支援課が協議したうえで決定する。また、本仕様書に定めがない事項についても同様とする。

注　本仕様について不明な点がある場合は、当課の指示に従ってください。